

第2期
初山別村強靱化計画

令和8年3月
初山別村

目 次

第1章	はじめに	1
第1項	計画策定の趣旨	1
第2項	計画の位置付け	1
第3項	計画期間	2
第2章	初山別村強靱化の基本的な考え方	3
第1項	初山別村の概要	3
第2項	初山別村強靱化の基本目標	4
第3項	初山別村の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性の評価	6
第1項	脆弱性評価の考え方	6
第2項	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
第3項	評価の実施手順	7
第4項	評価結果	7
第4章	初山別村強靱化のための施策プログラムの策定等	8
第1項	施策プログラム策定の考え方	8
第2項	施策推進の指標となる目標値の設定	8
第3項	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	8
第4項	推進事業の設定	9
第5項	初山別村強靱化のための施策プログラム及び推進事業	9
第5章	計画の推進	33
第1項	施策ごとの推進管理	33
第2項	PDCA サイクルによる計画の着実な推進	33

第1章 はじめに

第1項 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が平成25年12月に施行され、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が平成26年6月に閣議決定された。平成30年12月及び施行後10年となる令和5年7月に、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

また、北海道においては、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪等の自然災害リスクに対する取組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」が平成27年3月に策定され、5年が経過した令和2年3月には直近の自然災害から得られた知見等を踏まえた改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

初山別村においても、東日本大震災や平成28年8月北海道豪雨災害、平成30年北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「初山別村地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組みを強化してきたところであるが、自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、初山別村の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から住民の生命・財産を守り、村の持続的な成長を実現するために不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、住民等と連携し、これまでの取組みをさらに加速していく必要がある。

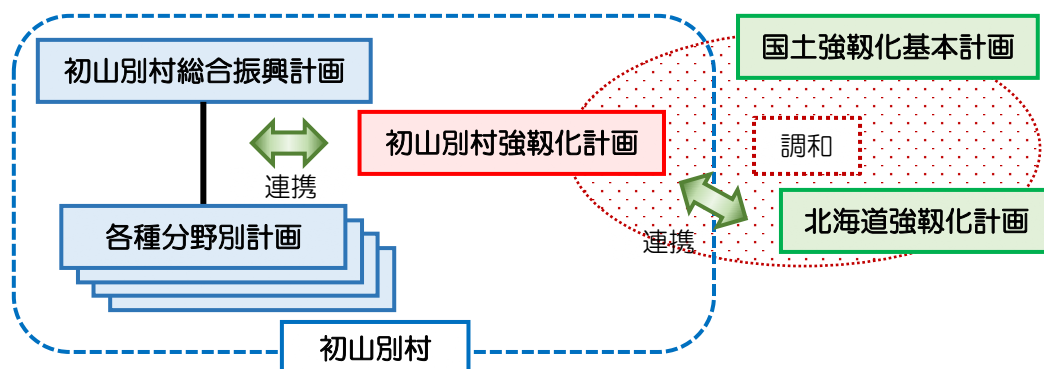
こうした基本認識のもと、初山別村の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「初山別村強靱化計画」を策定する。

第2項 計画の位置付け

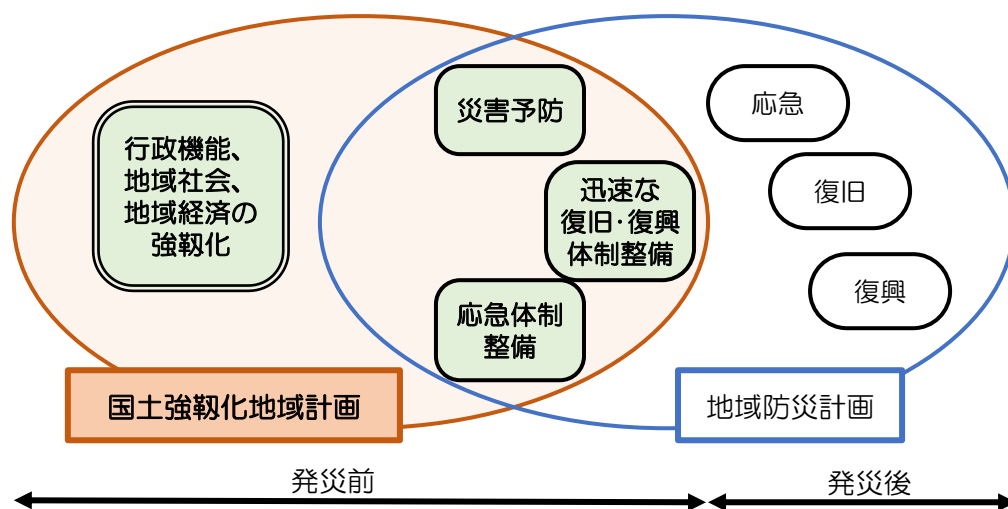
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

国土強靱化地域計画は、「強くしなやかな地域づくり」という観点において村の各種計画等の指針として定めることができるとされており、基本計画と調和するものとなる。そのため、北海道強靱化計画に定められた施策の展開方向と整合を図り、基本計画や北海道強靱化計画と調和した計画とするとともに、初山別村総合振興計画や初山別村地域防災

計画をはじめとする村の各種計画等と連携し、村の強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付ける。



また、初山別村地域防災計画が、地震や洪水等の「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものである。



第3項 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 初山別村強靱化の基本的な考え方

第1項 初山別村の概要

1 位置及び面積

北海道の北西部、東経 141 度 65 分 45 秒から同 141 度 44 分 55 秒、北緯 44 度 23 分 07 秒から同 44 度 38 分 37 秒の間に位置しており、南は羽幌町に、北と東は天塩郡遠別町に接し、西は日本海に面している。東西 15.8 km、南北 28.7 kmに達し、面積は 279.52 km²を有している。

2 地勢

地勢は、東部背面地帯がピッシリ山（標高 1,032m）を主峰とする天塩山脈に占められ、高さ 200m内外の低山性の丘陵が数十条の支脈となり広がっている。村界の無名山（標高 545m）から流れている初山別川、風連別川、茂築別川などの河川に沿って集落が形成され、各河川は、沖積層が帯状に蛇行し、その流域は地味肥沃な農耕地として利用されている。

また、南北に延びた海岸線は、緩やかな湾曲状を形成して約 26 kmに及び、中央部に金比羅岬が突出する。

3 気候

日本海沿岸に位置し、気候区分の上では日本海型の地域に属しており、冬季は湿潤寒冷、夏季は温暖で、春から初夏にかけて乾燥し、晩夏から秋にかけて多雨である。気温は、対馬暖流の影響を受け、冬季と夏季の温度較差も小さく比較的住みやすい地域である。しかし、冬季は西高東低の気圧配置に影響され、強い季節風とかなりの降雪がもたらされる。

第2項 初山別村強靱化の基本目標

初山別村強靱化の意義は、大規模自然災害から住民の生命・財産を守り、村の重要な社会経済機能を維持することにある。

また、初山別村強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みである。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本村が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、村の持続的成長につながるものでなければならない。

初山別村強靱化は、こうした見地から、本村のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間が持つ政策資源を結集し、総力をあげて取り組む必要がある。これらの考え方を踏まえ、初山別村強靱化を進めるに当たっては、基本計画に掲げる“いかなる大規模災害が発生しようとも”「人命の保護が最大限図られること」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「北海道の持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の4つを初山別村強靱化の基本目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

【初山別村強靱化の目標】

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 村及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。
- 4 迅速に復旧・復興がなされること。

第3項 初山別村の対象とするリスク

初山別村強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、北海道強靱化計画が首都直下地震や南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝型地震等が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響により、水災害・土砂災害が多発していること、一たび大規模な自然災害が発生すれば、広範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても、大規模自然災害を対象とする。

近年の災害は、台風や暴風、大雨による被害が大半を占めているが、道が行った平成28年度地震被害想定調査結果によると、北海道北西沖の地震等における地震・津波被害が想定されることから、地震等を含む大規模自然災害を対象とするものとする。

発生時期	災害の種類	被害状況
平成17年9月	台風	土木被害（村工事道路）2箇所、社会教育施設1箇所
平成18年8月	大雨	農業施設1箇所、河川決壊2箇所、がけ崩れ3箇所
平成22年3月	暴風	農業施設1箇所
平成22年4月	暴風	農業施設12箇所
平成22年7月	大雨	農地0.4ha、農作物37.8ha、農業用施設4箇所、河川20箇所、道路5箇所、がけ崩れ1箇所、林道12箇所、水道1箇所
平成22年7月	大雨	道路3箇所、漁具1箇所
平成22年8月	大雨	住宅（一部破損）1箇所、住家床下浸水4箇所、非住家半壊1箇所、農地0.41ha、農業用施設1箇所、河川5箇所、道路15箇所、土砂くずれ6箇所、林地1箇所、治山施設2箇所
平成22年9月	暴風	漁具2箇所
平成24年12月	暴風雪	住宅（一部破損）1箇所、非住家全壊1箇所、非住家半壊1箇所、営農施設16箇所、農協等施設被害1箇所
平成25年3月	暴風雪	営農施設2箇所
平成26年8月	大雨	農作物（田・畑）21.0ha、農業用施設9箇所、河川14箇所、道路11箇所、林道7箇所
平成27年10月	暴風	住家（一部破損）3箇所、非住家全壊1箇所、非住家半壊5箇所、農業用施設7箇所、水産共同利用施設1箇所、漁網3箇所、停電7戸
平成30年9月	地震	全村停電
令和2年8月	大雨	
令和2年11月	大雨	がけ崩れ1箇所
令和3年2月	暴風雪	非住家半壊2箇所
令和4年8月	大雨	床下浸水1箇所、農地27ha、河川18箇所、橋4箇所、水道1箇所
令和5年8月	大雨	道路1箇所

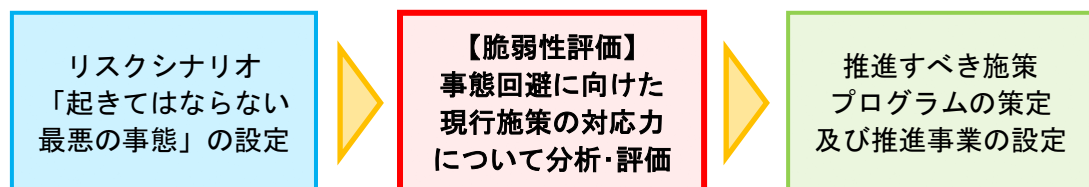
第3章 脆弱性の評価

第1項 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本村においては、本計画に掲げる初山別村の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



※ 過去に村内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施した。

第2項 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」や、北海道強靱化計画で設定されている6つのカテゴリーと20のリスクシナリオをもとに、村の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、リスクシナリオの区分の整理・統合・絞り込み等を行い、村の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと21のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水に伴う死傷者の発生
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
	2-4 避難施設やトイレ・暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3 行政機能の確保	3-1 村内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保や避難生活環境の確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

第3項 評価の実施手順

前項で定めた21のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データ等を収集し、参考指標として活用した。

第4項 評価結果

脆弱性評価の結果は、別紙1に取りまとめる。

第4章 初山別村強靱化のための施策プログラムの策定等

第1項 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、村における強靱化施策の取組方針を示す「初山別村強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本村のみならず国、道、民間等との適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備や耐震化、代替施設の確保等のような「ハード対策」のみではなく、情報発信、訓練、防災教育をはじめとする「ソフト対策」を組み合わせ、21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

第2項 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（指標）を設定する。

本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、施策推進に関わる村、国、道、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

第3項 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図るものとする。

安全・安心な村づくりの実現を図るとともに、初山別村の強靱化を国・道の強靱化へとつなげるため、村における取組みや北海道強靱化計画と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、31の重点化すべき施策項目を設定した。

第4項 推進事業の設定

施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策に関連する具体的な事業を推進事業として設定し、事業内容等については、別紙2に取りまとめる。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ、推進事業の見直しや追加等を行うものとする。

第5項 初山別村強靱化のための施策プログラム及び推進事業

- 脆弱性評価において設定した 21 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し、掲載した。
- 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「【重点】」と記載した。
- 施策プログラムは複数のリスクシナリオに対応するものも多くあるが、最も関わりのあるリスクシナリオに掲載することとし、再掲はしていない。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

① 住宅・建築物の耐震化等 【重点】

- 初山別村耐震改修促進計画に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、公営住宅及び耐震診断が義務付けられている民間の建築物の耐震診断に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進するとともに、計画期間の経過した初山別村耐震改修促進計画の改定を検討する。
- 近年増加している外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設などの耐震化を促進する。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。

② 建築物等の老朽化対策 【重点】

- 公共建築物等の老朽化対策について、初山別村公共施設等総合管理計画及び各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施するとともに、未策定の個別施設計画の策定を促進する。
- 民間建築物の老朽化対策について、所有者に対する適正な管理の促進など、管理不全な状態の空き家増加抑制等に取り組む。

③ 避難場所等の指定・整備・普及啓発 【重点】

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するための不断の見直しを行うとともに、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を検討する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、住民等に対し、福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

④ 緊急輸送道路等の整備 【重点】

- 救急救援活動などに必要な緊急輸送道路や避難路等について、計画的な整備を促進する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
公営住宅の耐震化率	100% (R7)	100%を維持 (R12)
小中学校の耐震化率	100% (R7)	100%を維持 (R12)
社会福祉施設の耐震化率	100% (R7)	100%を維持 (R12)
社会体育施設の耐震化率	100% (R7)	100%を維持 (R12)
指定緊急避難場所の指定状況	27箇所 (R7)	必要に応じ整備
指定避難所の指定状況	21箇所 (R7)	必要に応じ整備
福祉避難所の指定状況	1箇所 (R7)	必要に応じ整備

【推進事業】

- 公共施設耐震化事業
- 公営住宅等長寿命化事業
- 指定避難所・備蓄倉庫・指定緊急避難場所整備事業

1-2 土砂災害による死傷者の発生

① 警戒避難体制の整備等 【重点】

- 土砂災害による被害の低減に向け、道の実施する基礎調査等の結果に基づく土砂災害警戒区域等の指定への協力、区域の指定状況に基づく土砂災害ハザードマップの更新に取り組むとともに、土砂災害ハザードマップの住民への周知をはじめ、避難の実効性を高めるための情報発信を強化する。

② 砂防設備等の整備、老朽化対策

- 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害のおそれのある箇所について、国・道に要望し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備や老朽化対策等の適切な施設の維持管理を促進する。
- 山地災害危険地区について、国・道に要望し、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を促進する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
土砂災害警戒区域指定数	29箇所 (R7)	基礎調査に基づき更新
うち土砂災害特別警戒区域指定数	20箇所 (R12)	基礎調査に基づき更新
土砂災害ハザードマップ作成状況	作成済 (H30)	随時更新

【推進事業】

- 防災ハザードマップ更新事業
- 治山事業

1-3 大規模津波等による死傷者の発生

① 津波避難体制の整備 【重点】

- 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に応じて、津波ハザードマップ及び津波避難計画の見直しと周知を行うなど、津波避難体制を整備する。
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、村の津波避難計画等に基づき整備を促進する。

② 海岸保全施設等の整備 【重点】

- 海岸保全施設の整備については、高潮や津波等の浸水想定等を踏まえ、国・道に要望し、計画的な施設整備や老朽化施設の補修・更新等の適切な維持管理を促進する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
津波ハザードマップ作成状況	作成済 (R5)	随時更新
津波避難計画作成状況	作成済 (R4)	随時更新

【推進事業】

- 防災ハザードマップ更新事業（再掲）

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水に伴う死傷者の発生

① 洪水・内水ハザードマップの作成 【重点】

- 洪水ハザードマップについては、浸水想定区域の改定等の情勢変化に応じた見直しを適宜行うとともに、ハザードマップの普及やハザードマップを活用した防災訓練等の実施を促進する。
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や近年の内水被害の発生状況等を踏まえ、内水ハザードマップの作成について検討する。

② 河川改修等の治水対策 【重点】

- 村及び道の管理河川において、河道の掘削、築堤、放水路・ダム・遊水地の整備などの近年の大雨災害等を勘案した重点的な治水対策を推進・促進するとともに、門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の適切な維持管理を推進・促進する。
- 近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
洪水ハザードマップ作成状況	作成済（R5）	随時更新

【推進事業】

- 防災ハザードマップ更新事業（再掲）
- 普通河川緊急浚渫推進事業

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

① 暴風雪時における道路管理体制の強化 【重点】

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。
- 気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努め、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するなど、計画的な施設整備に努める。

② 除雪体制の確保 【重点】

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進・促進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新や担い手の確保に努める。

【指標】

指標名	現状値	目標値
道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率	33% (R7)	40% (R12)
除雪車両台数	4台 (R7)	4台 (R12)

【推進事業】

- 道路除排雪事業

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

① 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 **【重点】**

- 避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄に努めるとともに、厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を推進する。
- 道の行う応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等について、積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討に協力する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
毛布類の備蓄状況	270 枚 (R7)	350 枚 (R12)
非常用発電機の備蓄状況	17 台 (R7)	17 台を維持(R12)
暖房器具の備蓄状況	32 台 (R7)	32 台を維持(R12)

【推進事業】

- 災害用備蓄品整備事業

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

① 関係機関の情報共有化 【重点】

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な活用を図るとともに、道や他市町村が設置する災害対策本部との連絡員のやり取りなど関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な活用に努める。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備に努めるなど、通信手段の多重化を検討する。

② 住民等への情報伝達体制の強化 【重点】

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行う。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を検討するとともに、防災等に資する公衆無線 LAN 機能の整備、北海道防災情報システムにおける Lアラート（災害情報共有システム）との連携強化と職員の操作能力の向上に努めるなど、災害情報伝達手段の多重化を促進する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。

③ 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策 【重点】

- 情報発信の多言語化など、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化やホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策の促進など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組みを推進する。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を検討するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な者に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の更新と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否確認など、「共助」の最大限の発揮に向けた対策を推進する。

④ 地域防災活動、防災教育の推進 **【重点】**

- 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組みを推進する。
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、関係機関や団体等と連携して、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信などの取組みを推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	策定済 (H28)	随時更新
防災行政無線のデジタル化率	未整備 (R7)	整備検討 (R12)
自主防災組織活動力バー率	64.7% (R7)	90% (R12)
学校での防災授業の実施	2校実施 (R7)	継続的に実施

【推進事業】

- 防災行政無線更新事業
- 自主防災組織支援事業

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

① 物資供給等に係る連携体制の整備 【重点】

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、他市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練を行うなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 地理的に離れた市町村間における包括交流協定の締結など、災害時の連携も含む地域間交流を深めるための取組みを検討する。
- NPO やボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社会福祉協議会、ボランティア支援団体等との連携により、NPO やボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。

② 非常用物資の備蓄促進 【重点】

- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組みを推進する。
- 家庭や企業等における備蓄は、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であることについて、啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組みを促進する。
- 自治会や自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
防災関係の協定件数	14 件 (R7)	随時更新
食料（アルファ化米）の備蓄状況	1,864 食 (R7)	2,100 食 (R12)
飲料水の備蓄状況	800 本 (R7)	900 本 (R12)

【推進事業】

- 災害用備蓄品整備事業（再掲）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

① 防災訓練等による救助・救急体制の強化 **【重点】**

- 道の防災総合訓練をはじめとする各種防災訓練などを通じ、消防、警察、自衛隊のほか指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、救助・救出現場における情報共有体制の整備を検討する。

② 自衛隊体制の維持・拡充

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向けた道や他市町村などと連携した取組みへの協力を図る。

③ 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- 消防の災害対応能力の強化に向け、消防機関における情報基盤の計画的な整備を促進するとともに、消防機関・消防団における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

【指標】

指標名	現状値	目標値
消防団員数	51人 (R7)	60人 (R12)
防災訓練の実施回数	0回 (R7)	継続的に実施

【推進事業】

- 消防施設設備整備・更新事業

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

① 保健衛生機能等の充実

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、除菌等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時における防疫対策を推進する。

② 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮 **【重点】**

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上、感染症対策を踏まえた避難所運営など、避難所における良好な生活環境の整備を促進するとともに、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。

③ 被災時の保健医療支援体制の強化 **【重点】**

- 被災時に、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、関係機関と連携し、災害時医療に係る支援体制の構築を図るとともに、必要な医薬品・医療資機材の確保に努める。

④ 災害時における福祉的支援

- 災害時における福祉支援体制を整備するため、社会福祉協議会等の関係団体との連携を深めた体制を構築するとともに、災害発生時に自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や、被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

【指標】

指標名	現状値	目標値
予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率 第1期	100% (R7)	100% (R12)
予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率 第2期	100% (R7)	100% (R12)
非常用使い捨てトイレの備蓄状況	1,050 個 (R7)	1,100 個を維持 (R12)

3 行政機能の確保

3-1 村内外における行政機能の大幅な低下

① 災害対策本部機能等の強化 【重点】

- 災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練などを通じ、職員の参集範囲や各班の業務内容、情報の収集・集約体制、連携方法などを検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画における業務継続に関する重要要素の未策定箇所の策定の検討、職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進するとともに、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導などに重要な役割を担う消防団の機能強化のため、消防団活動への参加を促進する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な庁舎や消防署などの行政施設について、耐震化及び非常用電源設備の整備を検討するとともに、概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄に努める。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。

② 行政の業務継続体制の整備 【重点】

- 職員が被災し、人材や資源が制限される状況で、被害の影響を最小限にとどめながら優先度の高い業務を維持・継続していくため、庁舎や業務全体を対象にした業務継続計画における業務継続に関する重要要素の未策定箇所の策定を検討し、災害時における業務の継続体制を確保する。
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、ICT 部門の業務継続計画に基づき、情報システムの機能維持のための取組みを推進する。

③ 広域応援・受援体制の整備 【重点】

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備など、応援体制の整備を図る。

【指標】

指標名	現状値	目標値
災害対策本部を設置する庁舎等の耐震化の状況	未実施 (R7)	整備検討 (R12)
業務継続計画の策定状況	防災計画に記載 (R4)	策定検討 (R12)
ICT 部門の業務継続計画の策定状況	策定済 (H28)	必要に応じ更新

【推進事業】

公共施設等整備事業

4 ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

① 再生可能エネルギーの導入拡大

- 大規模自然災害等により既存エネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合の代替機能としての活用を勘案しながら、公共施設等における再生可能エネルギーの導入について検討する。

② 石油燃料供給の確保

- 留萌地方石油業協同組合の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、平時からの情報共有や連携に努める。

【指標】

指標名	現状値	目標値
再生可能エネルギーを導入した公共施設数	0 (R7)	導入検討 (R12)
災害時の石油燃料供給に関する協定締結数	1 件 (R7)	必要に応じ追加

4-2 食料の安定供給の停滞

① 食料生産基盤の整備 **【重点】**

- 平時、災害時を問わず、全国の食料供給基地である道の農水産業の一端を担う本村の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

② 農水産業の体質強化

- 農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、AI、IoTの活用など持続的な農水産業経営に資する取組みを促進する。

③ 地場産食料品の販路拡大

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から一定の生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組みなどを通じた農水産物や加工食品の販路拡大の促進に努める。

④ 地場産農産物の産地備蓄の推進 **【重点】**

- 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組みを促進する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
農業販売額	1,141,723 千円 (R6)	1,141,723 千円 を維持 (R12)
漁業生産高	323,068 千円 (R6)	323,068 千円 を維持 (R12)
農業従事者数	127 人 (R7)	127 人を維持 (R12)
漁業従事者数	28 人 (R7)	28 人を維持 (R12)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① 水道施設等の防災対策 【重点】

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、配水管、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに続き、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を推進する。

② 下水道施設等の防災対策 【重点】

- 農業集落排水処理施設の適正な維持・修繕を続けるとともに、大規模改修の時期の検討等を考慮しながら、計画的な設備更新等に努める。
- 単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
水道の基幹管路の老朽化対策	対策済 (R7)	必要に応じ更新
水道施設更新計画策定状況	検討中 (R7)	策定予定 (R12)
下水道ストックマネジメント計画の策定状況	策定済 (R7)	必要に応じ更新
農業集落排水施設の長寿命化計画策定状況	策定済 (R7)	必要に応じ更新
浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	(村設置施設) 100% (R7) (個人) 83% (R7)	(村設置施設) 100%を維持 (R12) (個人) 90% (R12)

4-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

① 道内交通ネットワークの整備 【重点】

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、隣接する自治体と連結する国道 232 号の整備について、道及び管内市町村と連携して国に要望するとともに、緊急輸送道路や避難路等の整備を計画的に推進・促進する。

② 道路施設の防災対策等 【重点】

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について、路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、関係機関による計画的な整備を促進する。
- 橋梁の耐震化について、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進するとともに、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、初山別村橋梁長寿命化修繕計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討しながら、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
道路等の点検率	100% (R7)	随時実施 (100%を維持) (R12)
橋梁の点検率	100% (R7)	(3巡目) 100% (R12)
橋梁の予防保全率	69% (R7)	100% (R12)
橋梁の補修状況	69% (R7)	100% (R12)

【推進事業】

- 橋梁長寿命化修繕計画事業

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

① 企業の事業継続体制の強化

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関と連携して、中小企業等における事業継続計画の策定を促進する。

② 被災企業等への金融支援

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るため、国・道が実施する被災企業への金融支援を普及促進するとともに、村による融資制度の実施や中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組みに対する支援について検討する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
村内企業における事業継続計画策定支援件数	0件 (R7)	策定促進

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

① ため池の防災対策

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、道によるため池の点検・診断結果に基づく対策を推進するとともに、防災重点ため池については、更新したため池ハザードマップの周知を図る。
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。

【指標】

指標名	現状値	目標値
防災重点ため池のハザードマップの策定状況	策定済（H30）	必要に応じ更新

6-2 農地・森林等の荒廃による国土の荒廃

① 森林の整備・保全 【重点】

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

② 農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
村有林における多様な森林に誘導する人工林の面積	105ha (R6)	110ha (R12)
農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	3組織 (R7)	3組織を維持 (R12)

【推進事業】

- 鳥獣被害防止総合対策事業
- 天塩六線沢線改良事業
- 東山第1線橋梁補修事業
- 天塩六線沢線局部改良事業
- 有明ダム線局部改良事業
- 有明ダム線法面保全事業

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

① 災害廃棄物の処理体制の整備

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、大規模自然災害時に備え、関係機関との相互協力支援体制の構築に努める。

② 地籍調査の実施

- 災害後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。

【指標】

指標名	現状値	目標値
災害廃棄物処理計画の策定状況	未策定 (R7)	策定検討 (R12)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

① 災害対応に不可欠な建設業との連携

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。

② 行政職員の活用促進

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国、道及び他市町村の行政職員の応援・受援体制を強化する。

③ 地域コミュニティ機能の維持・活性化

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、住民に多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組みを実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組みを推進することにより、農村地域の活性化を図る。

【指標】

指標名	現状値	目標値
村内建設業就業者の就業割合	3.8% (R7)	4.0% (R12)

【推進事業】

- 地域間交流拠点施設等の防災・減災対策事業

第5章 計画の推進

第1項 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

第2項 PDCA サイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラムの検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくという PDCA サイクルを構築し、スパイラルアップを図っていく。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとする。

【初山別村強靱化計画のPDCA サイクル】

